

令和8年5月1日の改正大量保有報告制度の施行に伴う留意点



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

改正大量保有報告制度の施行に伴う対応の要否

- 令和8年5月1日に施行される金融商品取引法等の改正(令和6年改正)により、直近で株券等の取得や処分を行っていない場合であっても、大量保有報告書等の提出を要する場合があります。

(a) 令和8年5月13日までに大量保有報告書等の提出が必要となるもの

- 以下の変更(3頁以降も参照のこと)は、施行時に生じたものとみなされます。これにより新たに株券等保有割合が5%超となる場合や、直近に提出した大量保有報告書等に記載された株券等保有割合から1%以上増加する場合には、令和8年5月13日までに大量保有報告書等を提出する必要があります。

i. 現金決済型エクイティ・デリバティブ取引が適用対象となることによる株券等保有割合の増加

【例】 施行日時時点で、適用対象となる現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引のロングポジションの保有者である場合

⇒ 当該デリバティブ取引につき所定の方法で算出された数の株券等について、施行時に保有者となるものとみなされるため、当該増加分も加味した上で、新たに株券等保有割合が5%超となるか、直近の大量保有報告書等に記載された株券等保有割合から1%以上増加する場合には、令和8年5月13日までに、大量保有報告書等の提出が必要。

ii. 取得請求権付株式・取得条項付株式についての計算方法の変更による株券等保有割合の増加

【例】 施行日時時点で、発行者の取得請求権付株式を保有している場合

⇒ 取得請求権付株式に係る株券等保有割合の計算方法の変更により、新たに株券等保有割合が5%超となるか、直近の大量保有報告書等に記載された株券等保有割合が1%以上増加する場合には、令和8年5月13日までに、大量保有報告書等の提出が必要。

iii. 「みなし共同保有者」の範囲の拡大による共同保有者の増加・株券等保有割合の増加

【例】 施行日時時点で、A社とB社の代表取締役をαが務めており、発行者X社の株式をA社が6%(6%の大量保有報告書等を提出)、B社が2%、αが1%保有している場合(施行日前においては、A社・B社・αが共同保有者に該当していない場合を想定)

⇒ 施行によりA社・B社・αはみなし共同保有者に該当することになるため、令和8年5月13日までに、以下の大量保有報告書等の提出が必要(連名方式も可)。

- ・ A社 : 共同保有者・株券等保有割合の増加(6%⇒9%)を提出事由とする変更報告書
- ・ B社・α : 新たに株券等保有割合が5%超(9%)になることを提出事由とする大量保有報告書

改正大量保有報告制度の施行に伴う対応の要否

(b) 施行日後一定の事由が生じた場合に大量保有報告書等の提出が必要となるもの

➤ 以下の変更に関しては、**施行に伴う変更報告書の提出は不要**ですが、**施行日後に、直近に提出した大量保有報告書等に記載された株券等保有割合から1%以上の増減その他の大量保有報告書等に記載すべき重要な事項に変更が生じた場合には、その日から5営業日以内に変更報告書を提出する必要があります。**

i. 夫婦の関係が「みなし共同保有者」ではなくなることによる共同保有者・株券等保有割合の減少

【例】 施行日前の時点で、夫が6%、妻が2%を保有(みなし共同保有者として、合計8%の大量保有報告書等を提出)している場合

① 施行日時点で、当該夫婦が実質共同保有者にも該当する場合

⇒ 施行後も引き続き共同保有者に該当するため、施行に伴う変更報告書の提出は不要。

② ①以外の場合

⇒ 施行により夫婦が「みなし共同保有者」に該当しないこととなる結果、夫・妻はそれぞれ共同保有者が減少するが、施行に伴う変更報告書の提出は不要。ただし、その後、

- 夫が株券等を取得・処分することにより、直近の大量保有報告書等に記載された株券等保有割合(8%)から1%以上増減した場合には、その日から5営業日以内に変更報告書の提出が必要。
- 夫婦が新たに実質共同保有者に該当することになった場合、直近の大量保有報告書等に記載された株券等保有割合(8%)から1%以上の増減その他の大量保有報告書等に記載すべき重要な事項に変更が生じていない限り、変更報告書の提出は不要。

ii. 令和6年改正による様式の変更のみによる(本則の改正に伴わない)記載事項の変更(5頁も参照のこと)

【例】 施行日前の時点で、新様式によれば記載を要するが、旧様式によれば記載不要な株券等に係る契約を締結している場合

⇒ 施行に伴う変更報告書の提出は不要。ただし、その後、新様式によれば記載を要する契約内容の変更があった場合には、その日から5営業日以内に変更報告書の提出が必要。

現金決済型エクイティ・デリバティブ取引の適用対象への追加 取得請求権付株式・取得条項付株式についての計算方法の変更

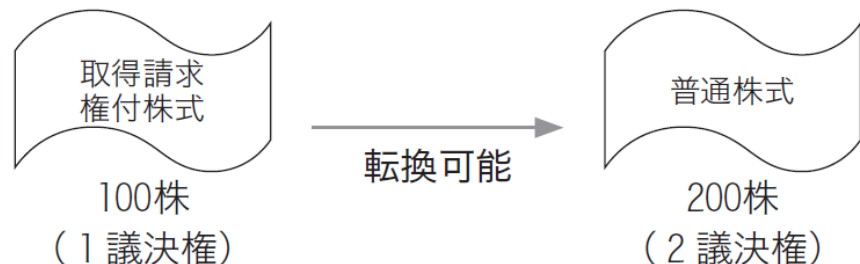
現金決済型エクイティ・デリバティブ取引の適用対象への追加

- 令和6年改正により、現金決済型エクイティ・デリバティブ取引のうち、ロングポジションの保有者が以下の①～③のいずれかの目的を有するものが、大量保有報告制度の適用対象に追加されました。
- これに該当する場合、当該デリバティブ取引に係る保有株券等の数は、改正後の大量保有府令3条の3各号に基づき算出してください。
 - ① 取引相手方から株券等を取得する目的
 - ② デリバティブのポジションを示して重要提案行為等を行う目的
 - ③ デリバティブ取引の相手方が有する議決権の行使に影響を及ぼす目的

取得請求権付株式・取得条項付種類株式についての計算方法の変更

- 株券等保有割合の算出に当たり、取得請求権付株式や取得条項付株式について、令和6年改正前においては転換後の株式数を勘案する必要はありませんでしたが、令和6年改正により、**転換後の議決権数が転換前の議決権数よりも多い場合には、(転換前の時点で)転換後の株式数を株券等保有割合の分子とすることとされました。**
- 株券等保有割合の分母を計算するに当たっては、**転換後の株式数と転換前の株式数との差分を保有潜在株券等として加算する必要があります。**

(例: 発行済株式総数が2,000株で、取得請求権付株式100株を保有する場合の株券等保有割合の計算方法)



	株券等保有割合
現行	100株 / 2,000株 = 5%
改正後	200株 / (2,000株 + 100株) = 9.52%

転換後の200株 - 転換前100株 = 100株

「みなし共同保有者」の範囲の変更

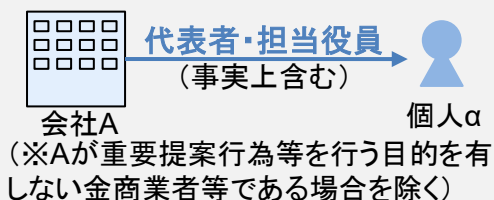
- 令和6年改正前においては、夫婦の関係、一定の資本関係が共同保有者とみなされる関係（「みなし共同保有者」となる関係でしたが、令和6年改正により、**夫婦の関係が削除**（※）されるとともに、「**みなし共同保有者**」の**類型として新たに以下の①～⑤の関係が追加**されました。

（※）施行日（令和8年5月1日）時点で**夫婦が実質共同保有者**（法27条の23第5項の共同保有者）の**関係にもある場合には、施行日以降も引き続き共同保有者に該当することになります。**

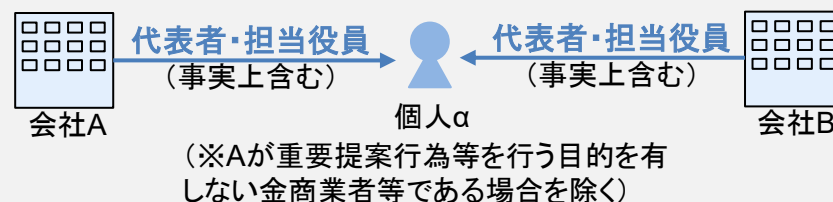
- 1頁(a)のとおり、①～⑤の関係にある場合には、**令和8年5月13日までに大量保有報告書等を提出する必要がある可能性があります**ので、提出要否をご確認いただき、必要に応じ、提出期限までに大量保有報告書等を提出いただきますようお願いいたします。

役員兼任関係

① 会社Aと代表者等αの関係

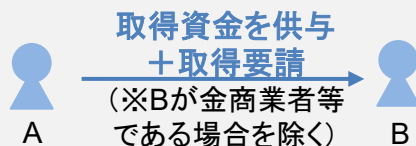


② 代表者等が同一の会社A・Bの関係

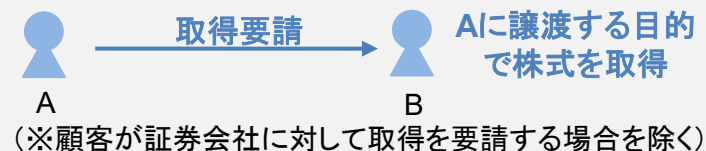


資金提供関係

③ 資金供与したAとこれを受けたBの関係

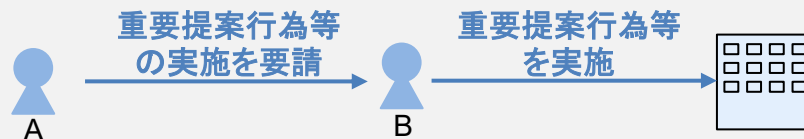


④ 取得要請したAと譲渡目的で取得したBの関係



その他

⑤ 重要提案行為等を行うことを要請したAとこれに従ったBの関係



大量保有報告書等の記載事項の変更

□ 令和6年改正による大量保有報告書等の記載事項の変更には、①本則の改正に伴う様式改正によるものと、②様式改正のみによるもの(本則の改正に伴わないもの)があります。このうち、②については、令和6年改正の施行に伴う記載事項の変更のみをもって変更報告書を提出する必要はありません。

□ 例えば、以下の改正は、上記②の様式改正のみによる記載事項の変更に該当します。

✓ 「保有目的」欄の記載事項の拡充 (第1号様式 記載上の注意(10))

➤ 重要提案行為等を現に行い、又は予定している場合の当該重要提案行為等の内容

➤ 5%超取得行為を行うことを決定し、又は3か月以内に行うことを予定している場合の当該5%超取得行為の内容

✓ 「株券等に関する担保契約等重要な契約の内容」欄の記載事項の明確化 (第1号様式 記載上の注意(14))

✓ 第1号様式の「AE: 提出者及び共同保有者の潜在株券等の数」欄の追加 等

□ 施行日以降に、様式改正のみによる記載事項の変更以外の理由により大量保有報告書等の提出義務が発生した場合(※)には、上記②の様式改正のみによる記載事項の変更についても加味した上で、新様式により大量保有報告書等の提出を行う必要があります。

(※)上記②の様式改正のみによる記載事項の変更であることを理由として施行日を報告義務発生日とする大量保有報告書等の提出が不要であった場合において、施行日後に、新様式によれば記載事項となる重要な事項に変更が生じたときには、その日から5営業日以内に大量保有報告書等を提出する必要があります。

□ 他方、上記①の本則の改正に伴う様式改正に基づく大量保有報告書等の記載事項の変更については、当該変更は施行時に生じたものとみなされるため、これにより新たに株券等保有割合が5%超となる場合や、直前に提出した大量保有報告書等に記載された株券等保有割合から1%以上増加その他の大量保有報告書等に記載すべき重要な事項に変更が生じた場合には、令和8年5月13日までに大量保有報告書等を提出する必要があります。